

日本科学者会議 京都支部ニュース

6月号 No.400

2017年6月13日発行

〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入榎木町 95-3 延寿堂南館 3階

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八(読み ヨンヨンハチ) 店番：448 預金種目：普通預金 口座番号：0280018

目次

- ◆ 日本科学者会議第 48 回全国定期大会報告2
- 第 48 回全国定期大会に参加しての感想(宗川)3
- 第 48 回全国定期大会に参加しての感想(福島)4
- ◆ 京都支部第 51 回定期大会報告4
- 京都支部定期大会での問題提案5
- ◆ シンポジウムの報告(5月号記事)の写真の訂正と再掲載6
- ◆ 第 51 回支部大会で承認された収支決算・会計監査報告・財政方針7
- ◆ 日本科学者会議京都支部第 51 回定期大会決議10
- ◆ 京都支部学術集会の報告14
- 関西技術者研究者懇談会 5 月例会(5/14) 報告「東電福島原発事故から 6 年後のフクシマを訪問して」15
- 「日本の科学者」読書会 5 月例会(5/18)「生物多様性から改めて問う日本の環境政策—沿岸域統合管理を手がかりに」16
- 6 月・7 月・8 月の支部関連行事の案内18
 - ・ 6 月読書会(6/24)
 - ・ 関西懇7月例会(7/9)
 - ・ 日本科学者会議京都支部講演会(8/5)
- ★ 寄稿：憲法を暮らしに活かす科学の目(富田道男)19
- ◆ 支部幹事会・ワーキング会議だより21

今年度会費の早期納入をお願いします

支部財政は5月1日より新会計年度に入っています。支部では既納会員の会費で未納会員の会費も全国本部に毎月前納していますので、年度初めに相当の会費納入がないと以降の支部財政が困難となります。お陰様で6月6日現在で46%の一般会員から会費納入がありました。引き続き早期の会費納入にご協力願います。振り込み用紙は支部ニュース5月号に同封しました。

(財政担当幹事・鈴木)

日本科学者会議第 48 回全国定期大会報告

左近拓男

2017 年 5 月 27 日（土）13:00 から 28 日（日）15:30 まで日本科学者会議第 48 回全国定期大会が中央大学後楽園キャンパスで開催されました。参加者は定数 59 名のうち 46 名の参加でした。年齢構成は、20 代 1 名、30 代 5 名、40 代 2 名、50 代 7 名、60 代 22 名、70 代 20 名、平均年齢 63 歳。女性は 4 名（うち現役 1 名）でした。

井原全国事務局長の情勢報告ならびに活動報告では、ご自身も積極的に参加されている戦争法反対や軍学共同反対、共謀罪反対の活動について報告されました。宮崎支部からは、宮崎大で学長に 1,310 筆の軍学共同研究反対の署名を渡し、軍事研究の問題点について説明したとの報告がありました。三重では、三重大の学長に 58 団体の代表 7 名で申し入れを行われました。東北地区の報告では、昨年の参院選では、東北甲信越は野党が 8 勝 1 敗と大勝した、「立憲デモクラシー山形の会」を結成し活動しているとのことです。

若手からは、夏の学校 2017 校長からの発言がありました。今年 9/8-9/10 の夏の学校は、東京のフィールドワークとして「地方自治を問い直す（仮）」をテーマに 35 名の参加を目標としている、各地区、支部で若手院生に呼びかけを！とのことです。沖縄支部からは、若手重視についての提言がありました。春の学校 2017 は、東京支部中心に全国規模で開催された、夏の学校と合わせて院生会員の獲得に繋がる重要な活動である。現役やロートルは邪魔しないようにサポートが必要である。また、総学や東京シンボなど全国や地区の大

規模行事の時に議論する場をもつことや、機関会議と若手育成の会との調和的な開催も重要とのことです。

兵庫支部からは、政策についてはパブリックコメントが重要視されており、現状では一部の業界が集中的に出しているの、科学者会議としても会全体や各会員で提出することが重要との指摘がありました。

東京の若手会員（支部事務局）からは、会則に分会の記述を残すかどうかの議論で、分会が困難事実分会や班の機能がなくなるのは困る、500 人の個人会員となると支部幹事が把握するのは困難である。東京支部や地区という広域での把握は無理であり、分会、班で把握することが重要なので無くさないでほしいとの意見がありました。800 人を超える会員の活動を維持し、さらに活性化するのに苦労されている様が伺えました。

各支部の活動としては、大阪や千葉でサイエンスカフェが開催されていることや、宮城支部の「世の中研」（公開市民講座の開始、震災関連 3 シリーズ）の報告がありました。東京支部では 50 周年史の発行で、これまでの活動を振り返れるようにしたとのことです。また、東京支部では支払い困難者の状況を把握する特別チームを結成して、困難院生を中心に状況を直接聞きに行く活動をしているとのことです。

特別議案 I の審議では、会則や、今後の会のあり方についての討論がありました。事務局からは、現在幹事会 2 回、常任幹事会 2 回（以前と比して 1 回減）であるが、メール審

議では不十分であることも否めない。幹事を支部単位ではなく地区で選ぶとなると、関東甲信越と北陸、四国で差が出るが、具体的な案はできていない。支部、地区、全国をどうつなげるかが問題であり、1年かけて地区の

再編の可否、方法を議論するとのことでした。石川支部からは、各支部から1名ずつ出せる現行状況を維持してほしいとの意見がありました。審議の結果、会則改定に関しては継続審議となりました。

第48回全国定期大会に参加しての感想

宗川吉汪

今回のJSA定期大会に、代議員として私は2つの提案を持って参加した。1つは、JSAが「福島原発事故は放射能公害である」と明確に位置づけること、そして2つ目は、JSAの会則に、会の目的として「科学の社会的役割の研究」を掲げること、この2つを提案することであった。

1つ目の提案は、京都支部大会の決議文の「原発ゼロ社会の建設にむけて」にある。2つ目の提案は、同じく京都支部大会から全国大会への提案「日本科学者会議会則<改正案>修正提案」の中にある。

大会における52期活動報告の審議で、私は「福島原発事故は放射能公害である」の文言を挿入すべき、との修正提案をした。ところが、原発事故を公害と定義することはこれまで議論してこなかった、として、修正に反対する意見が出た。もちろん、私の修正提案を支持する意見もいろいろ出された。さらに、私は、53期活動方針の中にも同じ文言を挿入するよう修正提案をした。結局、私の修正意見の取扱い、事務局で検討する、ということになった。

52期活動報告、53期活動方針の採決では、私としては、保留せざるをえなかった。

しかしながら、大会特別決議の討論では、京都支部の決議がほぼそのまま採択された。

つまり、「福島原発事故は放射能公害である」とJSA大会が決議したのである。52期活動報告はいざ知らず、53期活動方針では「福島原発事故は放射能公害」を入れなければ「特別決議」との整合性が取れないことになるだろう。

京都支部からの2つ目の提案は、残念ながら、審議未了となった。これについての賛成反対など、特段の議論がないままに会則<改正案>自体が継続審議になってしまった。

東京支部から、会則改正案に対する根本的な疑問が出されたが、どうして事前にそのような意見をあげなかったのだろうか。大会前に、全国常任幹事会から各支部に対して、改正案についての意見を出すように、再三連絡があったはずである。京都支部はそれに応じて支部幹事会として意見を出した。

大会での今回の京都の修正案は、いわば、文字修正である。もちろんJSAの目標に関する提案なので、重要ではあるが、改正案全体の枠組を崩すようなものではない。会の目的に「科学の社会的役割の研究」を入れることができなかったのは残念である。

しかしともかく、JSAの全国大会で福島原発事故をどのように見るかが議論できたことは大変意義深い。公害の責任は政府と企業にある、放射能が自然環境・生活環境を汚染し、

健康を蝕む、これが放射能公害だ。JSA が、原発事故が放射能公害である、という立脚点

に明確に立つことができた。今回の JSA 定期大会に出席できて良かったと思っている。

第 48 回全国定期大会に参加しての感想

福島知子

第 48 回 JSA 定期大会に、代議員として、京都支部・女性研究者分会の現況と課題、2017 年度の活動方針を発言する役割を担って参加した。

2 日間の日程で、活動報告・活動方針・JSA 会則の改正について活発な議論が展開された。各発言は（当日配布された「支部活動の基本調査票のまとめ」集計等を参照に）、各支部の現況が推しはかれるものもあった。それは、京都支部定期大会が 1 週間前に開催され、JSA 会則（改正案）の修正と 4 つの決議について決定し、全国大会へ提案されていたことから、各支部で議論されているかどうかの推しはかることができた。

2 日目の昼食休憩時間に女性参加者のミー

ティングが持たれ、各支部の現況報告と情報共有を行なった。女性研究者・技術者の実状や要求に焦点をあて、ネットワーク構築に繋げるために会員名簿の作成について意見交換を行うことができた。

また 2 日目の冒頭に「原水爆禁止 2017 年世界大会・科学者集会 in 高知（7/30～7/31）」の呼びかけが高知支部岩田代議員からおこなわれた。会場では、発刊された『ビキニ核被災ノート 隠された 60 年の真実を追う』（高知県内の元マグロ漁船員と遺族の体験の証言集）を購入した。

「原水爆禁止 2017 年世界大会・科学者集会 in 高知」に参加したいと思っている。

京都支部第 51 回定期大会報告

京都支部事務局長 左近拓男

去る 2017 年 5 月 21 日（日）14:00～16:30、同志社大学室町キャンパスにて京都支部定期大会が開催された。

情勢報告に対する質疑では、参加者から共謀罪による人権弾圧の問題点が指摘された。

活動報告では、京都支部ニュースは、毎月の発行を維持している。記事内容は、支部・研究会が開催する例会および行事の報告と案内、それに会員の寄稿原稿が中心である。現役会員や若手会員の原稿が少ないのが課題であるとの報告があった。会費に関しては、会

費の早期納入（6 月末までに 50 % 納入）を確立する必要があり、会員への早期納入の呼びかけも必要である。「日本の科学者」の読書会は毎月、幹事会の前に行われているが、不定期に参加する人も増えている。これは興味ある特集の学習を希望するためと思われる。

2016 年 9 月に龍谷大学深草学舎で行われた 21 総学には京都支部から 70 人の会員が参加した。京都支部を中心に実行委員会を組織した。全体集会や総合討論の時間を十分に持つことで、今後の科学者会議の活動の方向性

や問題点を抽出することができた。総学の成果を確信にして支部の活動を活性化につなげていきたい。

分会活動は若手研究会、女性研究者京都分会、自然科学懇談会、関西懇京都分会、脱原発研究会の活動が報告された。大学の分会としては、京都工繊大分会が工繊大分会の会員と松ヶ崎地区の住民（会員も含む）の共催企画の「松ヶ崎科学トークカフェ」を2～3ヶ月に1回行っている。また、分会会員の定期的な集まりは月1回程度持ち、大学情勢や社会の状況に関する意見交換を行っている。龍谷大分会も、地域（伏見）における脱原発の催しに協力し、「安全保障関連法廃止！市民・学者・学生・弁護士の共同行動@Fushimi」が企画する市民講演会の開催に協力した。分会内の集まりは今後の課題であるとのことである。

社会的活動では、大飯原発差止訴訟・京都脱原発原告団や、原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会への参加、「バイバイ原発3・12きょうと」集会への参加があった。

全国の会則改定案については、各支部で出している幹事を地区選出とし、人数も削減することが提案されているが、地区に広げると範囲が広がりすぎて、活動が活性化するとは言えないので、都道府県単位がいいのではないかと意見が出た。一方、同じ分野の若手研究者の情報交換や交流のために地区単位の活動に重心を置いたほうが良いとの意見も挙がった。

全体としては、分会活動や社会的活動は盛んであるが、現役世代の活躍や参加が乏しいことが問題となっている。また、若手活動への支援も重要となっている。若手・現役世代の奮起を大いに期待する。

京都支部定期大会での問題提案

志岐常正

5月27-28日の科学者会議全国大会が、会則の改訂を審議する重要な大会であることに鑑み、これに関する問題に絞って発言した。その要点は次の通りである。

- *科学者会議は危機にある。科学者会議は何をするところかという根本に戻って考えるべきときである。
- *大会の会則改訂案は、「会」の財政的な非常な困難から、経費節減を図ることを主眼としたもののようである。結果的に、会員を事務局や幹事会、大会などの全国的運営から切り離し、会員が「会」を自分のものと感じられないものにする惧れがあるものになっている。これでは、「会」の危機問

題を財政問題に矮小化してとらえ、「身の丈に合わせる」ことだけ考えたのでは、会員の漸減をとどめ、「会」の危機を克服することはできない。

- *科学者会議は、日本での社会的課題にこたえる社会的活動をするだけでなく、そのためにも人類の生存と平和的繁栄のために研究を行う科学者の組織である。そうして、人類の科学の真に総合的な発展に責任を有する。その自覚からの会則検討がなされなければ、「会」の発展を可能にする規約は生まれない。
- *メリットを感じられない組織は保たない。科学者会議では、メリット問題が、しばし

ば、会員から漏らされてきた。

*科学者、とくにそうなりたいと考えている人達の生きがいや望みは研究にある。それに対する障害からは逃れたいと切に望んでいる。科学者会議が、この要求に応えているかが問題である。

*現在の組織体制は、会員個々にとっても、会全体としても、支部を越えた学際的・総合的研究を行うには不都合が多い。この点を改める必要がある。

*組織体制の検討にあたっては、たとえば、これまでの1県に1支部とか、職場、研究室毎とかの形にとらわれる必要はない。実際に研究や社会的活動などの行動をしやすくすることを考えるべきである。

*一般論だけでは理解されないと思い、困難を抱えた支部の再組織の援助について提案をした。被災地の県民、科学者の願いは、震災からの生活の復興、そのための研究・調査であろう。それを全国の会員が、現地、現場で援助しようではないか。

なお、全国の問題として、「極東アジアでの戦争と平和（核、衛生・医療、環境、災害問題などを含む）」問題の国際研究会議を持つことを幹事会に提案したが、支部大会ではこれについての発言の時間がとれなかった。

シンポジウムの報告（5月号記事）の写真の訂正と再掲載

先月号に掲載されました「シンポジウム『今、ベトナム戦争枯れ葉剤被害障害者と平和教育を考える』」の報告記事の写真が編集の不手際で何も判別できないような状態になってしまいました。ここにお詫び申し上げますとともに改めて写真を掲載致します。前回よりは改善されたと思いますが、「絵画」などはまだ不明瞭です。私共の印刷技術の限界です。ご容赦下さい。

（編集委員会）



写真はベトナムからの皆さんと日本側スタッフ。盛会だったシンポジウム後に。

素敵な絵画を“願う会”と本会代表でシンポジウム司会者の 藤本文朗氏 にプレゼントしていただきました。

（文責 事務局 阪本健補）

第 51 回支部大会で承認された収支決算・会計監査報告・財政方針

2016年度一般会計収支決算

収入の部

科 目	予算	収入累計	予算-収入累計	
前年度繰越金	66,570	66,570	0	積算の根拠（会員266名）3,545,400円
年度内会費	3,545,400	3,283,600	261,800	一般 237名 * 14400円= 3,412,800円
滞納会費回収	274,800	265,200	9,600	家族割 4名 * 4,200円= 16,800円
年度内購読料	21,600	16,150	5,450	若手 6名 * 6,000円= 36,000円
今年度前受け金	-163,200	0	-163,200	若手特別 19名 * 4,200円 = 79,800円
次年度前受金		43,200	-43,200	
支部活動還元金	42,252	42,693	-441	本部会費の2%
本部からの補助金	24,000	24,000	0	支部ニュース発行補助
特別会計より繰入	150,000	0	150,000	支部活動費として計上するも執行できず
機器使用料など	15,000	0	15,000	使用せず
雑収入	20,000	92,403	-72,402	21総学より、部屋改装費国土研負担分
寄付	150,000	122,850	27,150	若手カンパ、一般寄付
合 計	4,079,852	3,890,096	189,756	
	4,146,422	3,956,666	189,756	

支出の部

科 目	予算	支出累計	予算-支出累計	
本部会費	2,070,348	2,134,650	-64,302	12ヶ月分の2%引き
誌代	10,800	12,300	-1,500	読者3+1名分の全国への支払い
機関誌費	20,000	15,830	4,170	支部ニュース用の用紙代
研究活動費	100,000	56,040	43,960	会場費、講師謝礼、読書会用図書券
分会活動費	50,000	38,500	11,500	分会活動の会場費、講師謝礼
運動費	30,000	27,700	2,300	協賛団体への分担金
事務費	100,000	113,653	-13,653	事務用品、コピー使用料、ニュース発行補助
印刷機費	175,000	209,556	-34,556	印刷機リース代、インク代、マスター代
通信費	230,000	240,190	-10,190	機関紙誌の郵送料
交通費	10,000	10,000	0	支部派遣者の旅費
払込料	30,000	30,823	-823	ゆうちょ払込手数料など
電話料	90,000	100,899	-10,899	インターネット使用料を含む
水光熱費	52,000	50,823	1,177	
家賃	516,000	515,970	30	更新料1ヶ月分
人件費	0	0	0	
支部活動費	320,000	177,460	142,540	幹事会、ニュース発送の日当、交通費
雑費	20,000	46,838	-26,838	JJSのDVD代、火災保険料、事務所共益費
若手活動費	70,000	14,800	55,200	支部ニュースへの執筆手当
予備費	252,274	80,000	172,274	事務所の改装費
小 計	4,146,422	3,876,032	270,390	
次年度繰越金		80,634		
合 計		3,956,666		

2016年度財務の現況

		2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
1. 一般会計収支	総収入	4,313,225	4,191,910	4,675,038	4,297,467	4,016,094	4,456,523	3,738,145	3,890,096
	総支出	4,463,373	4,656,195	4,490,282	4,205,204	4,172,811	4,469,912	3,898,296	3,876,032
	繰越金	584,093	119,808	304,564	396,827	240,110	226,721	66,570	80,634
2. 特別会計	総収入	1,217,515	1,217,515	1,215,000	865,000	865,000	715,000	415,000	415,000
	総支出	0	2,515	350,000	0	150,000	300,000	0	0
	繰越金	1,217,515	1,215,000	865,000	865,000	715,000	415,000	415,000	415,000

3. 資産現在高	現金及び預金(一般)	80,634
	(特別)	415,000
	小計	495,634
	会費等未収金	154,800
	会費前納金(本部)	177,100
	貸借保証金分担額	350,000
	合計	1,177,534

4. 「現金及び預金」現在高の内訳		
一般会計	郵便振替口座	4,160
	ゆうちょ総合口座	59,871
	京銀普通口座	1,946
	現金	14,657
	計	80,634
特別会計	郵便定額	415,000
	総計	495,634

会計監査報告

2017年5月10日

2016年度の会計について、金銭出納帳、会費入金票、領収書などを含め、関係諸票を詳細に監査した結果、処理は適正に行われていたことを報告します。

会計監査

由井 浩



2017年度財政方針

2017年度一般会計予算案

(2017会計年度は2017年5月1日より2018年3月31日までとする)

収入の部

科 目	16年度決算	17年度予算	2017-2016	
前年度繰越金	66,570	80,634	14,064	積算の根拠 (会員266名) 3,576,000円
年度内会費	3,283,600	3,576,000	292,400	一般 240名 * 14400円 = 3,456,000円
うち 本部会費		2,125,200		家族割 4名 * 4,200円 = 16,800円
うち 支部会費		1,450,800		若手 6名 * 6,000円 = 36,000円
滞納会費回収	265,200	154,800	-110,400	若手特別 16名 * 4,200円 = 67,200円
年度内購読料	16,150	28,800	12,650	読者4名
前受金	43,200	-43,200	-86,400	会費の前払い
支部活動還元金	42,693	38,962	-3,731	本部会費11ヶ月分の2%
本部からの補助金	24,000	22,000	-2,000	支部ニュース補助, 11ヶ月分
特別会計より繰入	0	427,500	427,500	支部活動費未払い分
機器使用料など	0	0	0	
雑収入	92,403	40,000	-52,403	パンフ売り上げなどの臨時収入、会場カンパ
寄付	122,850	130,000	7,150	寄付, 若手カンパなど
小計	3,890,096	4,374,862	484,766	
合 計	3,956,666	4,455,496	498,830	

支出の部(11ヶ月で計算)

科 目	16年度決算	17年度予算	2017-2016	
本部会費	2,134,650	1,909,138	-225,512	11ヶ月分の2%引き
誌代	12,300	13,200	900	読者4名分の全国への支払い
小計	2,146,950	1,922,338	-224,612	
機関誌費	15,830	15,400	-430	支部ニュース用紙
研究活動費	56,040	60,000	3,950	会場費, 講師謝礼, 読書会謝礼
分会活動費	38,500	40,000	1,500	分会活動の会場費, 講師謝礼
運動費	27,700	30,000	2,300	協賛団体への分担金
事務費	113,653	110,000	-3,653	事務用品, コピー使用料, ニュース発行補助
印刷機費	209,556	160,000	-49,556	印刷機リース代, マスター補充代
通信費	240,190	220,000	-20,190	機関紙誌の郵送料
交通費	10,000	20,000	10,000	支部派遣者の旅費
払込料	30,823	28,000	-2,823	ゆうちょ払込手数料など
電話料	100,899	80,000	-20,899	インターネット使用料を含む
水光熱費	50,823	45,000	-5,823	
家賃	515,970	440,000	-75,970	
人件費	0	0	0	
支部活動費	177,460	420,000	242,540	幹事会, ニュース発送の日当・交通費未払い分
雑費	46,838	30,000	-16,838	事務所共益費, 町内会費, パンフ上納金など
若手活動費	14,800	40,000	25,200	若手学校への旅費補助, 執筆手当
予備費	80,000	794,758	714,758	
次年度繰越金	80,634	0	-80,634	
小 計	1,809,716	2,533,158	723,442	
合 計	3,956,666	4,455,496	498,830	

日本科学者会議京都支部 第 51 回定期大会決議

防衛省による「安全保障技術研究推進制度」に反対し、 戦争のための研究協力は断固拒絶する

防衛省が 2015 年度から始めた「安全保障技術研究推進制度」（「安保研究制度」）は、初年度予算の 3 億円から、昨年度の 6 億円、そして今年度は 110 億円、と急増した。防衛装備庁は募集目的を「将来の装備化に向けた基礎研究」で、直接に戦争を目的とした研究ではない、としている。しかし、軍事に絡む基礎研究は、戦場で実地に応用することを前提に考えられており、戦争と直結するのは自明である。大学・研究機関においては、科学研究の自主性・自律性、研究成果の公開性は最大限尊重されねばならない。「安保研究制度」は科学者の独創的で自由な研究を保証するものではない。

日本学術会議は、「安保研究制度」に関する 10 ヶ月にわたる議論を経て、このほど「軍事的安全保障研究に関する声明」を発表した。「声明」では、「戦争を目的とする科学の研究は絶対に行わない」とする 1950 年声明、ならびに「軍事研究は絶対に行わない」とする 1967 年声明の継承が謳われている。

「声明」は以下の諸点を挙げて、「安保研究制度」が研究の自由や大学教育に対して重大な否定的影響を与える、と指摘した。

- ① 将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われる。
- ② 防衛省職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い。
- ③ 研究の期間内及び期間後に、研究の方向性や秘密性の保持をめぐる、政府による研究者の活動への介入が強まる懸念がある。

一方、「声明」は、大学・研究機関に対して「軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設ける」ことを求めた。学術会議は「安保研究制度」そのものの否定を避けた。ここに今日の学術会議の限界を見る。

しかしながら、われわれは、「軍事研究は絶対に行わない」とするこれまでの日本の科学者の誓いを遵守しなければならない。そのためには、各大学・研究機関の枠にとらわれず、研究・教育に携わるもの全員が市民とも協同して絶えず軍事研究を監視し、批判していく必要がある。軍学共同反対の活動は、まさに、科学者の社会的責任であり、日本科学者会議京都支部も、そ

の責任を積極的に果たす決意をここに表明する。

2017 年 5 月 21 日

日本科学者会議京都支部第 51 回定期大会

原発ゼロ社会の建設にむけて

原子力発電は放射能公害の元凶である。東京電力福島第一原発事故は未曾有の放射能公害事件である。東北・関東の広大な地域が放射能汚染地帯となった。6 年が経過した今でも、事故原因の真相も未解明のまま、放射能汚染水は制御できず、メルトダウンした燃料デブリの状態も把握できていない。再度の高濃度放射性物質放出の危険を抱えた状態が継続している。

事故直後に内閣総理大臣の発した緊急事態宣言が未だに解除されていない。長期にわたる“緊急事態”は極めて異様で、放射能公害の深刻さを浮き彫りにしている。

放射能公害の第一の被害は、被ばくによる住民の健康である。被ばくにより発症した病気の苦痛、病気発症の恐怖、それこそが放射能公害の核心である。甲状腺がんの被ばく発症など、福島原発事故の被ばくによる健康障害は杞憂ではない。

住民には放射能公害から避難する権利がある。ところが、政府は、福島原発による放射能公害を隠蔽するため、“原子カムフラ”の学者を動員して「放射能安全神話」を作らせ、甲状腺がんの被ばく発症を躍起になって否認し、虚構の 20 ミリシーベルト安全論をふりまいて避難住民を強制帰還させている。

福島原発事故は「原発安全神話」を崩壊させた。科学技術面でも経済運営面でも環境安全面でも労働衛生面でもテロ対策面でも、産業としての原発が成立しないことが露呈した。原発は現在未完の「有望技術」などではなく永劫未完の「絶望技術」であった。

にもかかわらず、政府・財界・電力会社は、原発再稼働に固執し、原子力規制委員会に破綻済みの「原発安全神話」を継ぎはぎした新規制基準を捏造させ、再稼働に向け暴走している。九州電力は川内原発 1・2 号機の、四国電力は伊方原発 3 号機の運転を再開し、そして今、関西電力は高浜原発 3・4 号機の再稼働を強行しようとしている。

原発は「絶望技術」である。事故発生は必然である。原発稼働が、福島に続く第二第三の放射能大公害事件を起こすことは必定である。原発存続は、政府が住民のいのちとくらしを二の次三の次に考えている証左に他ならない。

子どもたちを放射能公害の犠牲にしてはならない。巨大な放射能公害を避ける唯一無二の道は、一人ひとりの人格権を保障する原発ゼロ社会の建設以外にない。日本科学者会議京都支部

は、引き続き、「絶望の技術」としての原発ならびに放射能公害の実相の科学的分析に努力することで、原発ゼロ社会実現の市民運動の一翼を担う決意をここに表明する。

2017年5月21日

日本科学者会議京都支部第51回定期大会

憲法違反・戦争する国づくりの一環である 「共謀罪」法案の廃案を強く求める

2017年3月21日、国会に「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」（「共謀罪」法案）が提出された。政府は、2000年に日本も署名した「越境国際犯罪条約」（パレルモ条約）を批准するために国内法の整備が必要だとしている。また2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの成功のためのテロ対策を口実にしている。

しかし、パレルモ条約は、マフィアなどの国際的な経済犯罪を取り締まることを目的としており、テロ対策とは無縁であり、条約批准のために共謀罪を新設することも要件とはされていない。テロ対策については、日本はすでにテロ関係の13の条約全てを批准し、新たな立法措置の必要はない。

共謀罪は、近代刑法の大原則に反し、犯罪の実行がなくても処罰できるとするものである。共謀罪では、仲間との相談の段階で共謀が成立するため、警察による広範囲な盗聴や監視が行われるようになり、日本は監視社会になる。市民生活の自由は侵害され、はく奪される。

「組織的犯罪集団」はテロ集団に限らず、「犯罪集団」と捜査機関が恣意的に判断すれば、「結社の自由」に基づく一般の団体も処罰の対象とされる。自由に議論し行動するという民主主義の大前提が覆されてしまう。

戦前の治安維持法は、制定時は天皇制や私有財産制否認の運動の取締を目的としたが、改訂や拡大解釈をくり返し、社会主義・労働運動はもちろん、思想・学問・言論・表現など一切の自由への過酷な弾圧の法的根拠として、処断者は数万人にも及んだ。これまで3回廃案になった「共謀罪」を「テロ等準備罪」と名称を変え、テロ対策を口実にしても、「共謀罪」法案は、治安維持法と同様、その本質は人権弾圧である。

「共謀罪」法案は、特定秘密保護法、安全保障関連法、軍学共同などとともに、憲法違反・戦争する国づくりの一環である。同時に、科学の平和的・民主的発展を妨害するものでもある。

自民・公明・維新の3党は5月19日、衆議院法務委員会で「共謀罪」法案を強行採決した。法案の問題点が次々に明らかとなり審議が尽くされていないもとので、質疑が一方的に打ち切られた。日本科学者会議京都支部は、このような暴挙に断固抗議するとともに、「共謀罪」法案の

廃案を強く求める。あわせて、法案の廃案に向けて、市民社会とともに奮闘する決意をここに表明する。

2017年5月21日

日本科学者会議京都支部第51回定期大会

「安倍改憲」を許さず、日本国憲法の理念にもとづく日本社会を

安倍晋三首相は、日本国憲法9条3項を新設し、自衛隊を明記する改憲を行い、2020年までに施行することを表明した。憲法99条によって「憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」とされている国務大臣たる首相が、憲法記念日である5月3日に、期限を切って改憲について宣言するなど言語道断のことであり、決して許されない。

憲法改正に執念を燃やす安倍首相は、先ずは96条の憲法改正の手続き要件の緩和をもくろんだ。しかし、これが国民の批判にあうと、集団的安全保障の閣議決定、安保法制の強行成立とあわせ「緊急事態条項」を口実にした改憲を目ざそうとした。そこに一貫しているのは、立憲主義・民主主義・平和主義の否定である。

安倍首相が明らかにした「自衛隊加憲」は、憲法に自衛隊を位置づけるにとどまらない。憲法9条2項の「戦力不保持と交戦権の否認」を空洞化させ、自衛隊の役割の広がりをもてることができなくなる。これまで政府が否定してきた、海外派兵や（安保法制によって大穴をあけた）集団的自衛権を可能とし、「戦争する国づくり」がいつそう進むことになる。

国民の多数は日本国憲法を支持している。たとえば、今年の憲法記念日前に行われた『朝日新聞』の世論調査では、現在の憲法が「日本にとってよかった」は89%であり、憲法を「変える必要はない」50%に対し、「変える必要がある」は41%であった。求められているのは、憲法を改正することではなく、憲法にもとづく民主的な日本社会の創造である。

安倍政権のもとで軍事研究、共謀罪法案など科学の平和的・民主的な発展を妨害する動きが強まっている。日本国憲法は、科学の発展にとっても貴重なよりどころである。日本科学者会議京都支部は、日本国憲法を破壊する安倍政権を許さず、国際的に見ても先進的な日本国憲法の諸規定が社会の隅々で実現するべく奮闘していく決意をここに表明する。

2017年5月21日

日本科学者会議京都支部第51回定期大会

京都支部学術集会の報告

宗川吉汪

京都支部第51回定期大会が、5月21日(日)午後2時から5時まで、同志社大学今出川キャンパスで開催された。大会に先立つ午前10時から午後1時まで学術集会をもった。例年の支部大会では2時間程度の大会記念講演会を行っていたが、今回は、会員の研究の発表会にすることにした。予め演題を募集したところ7人からの応募があったので、一人当たり25分の持ち時間で発表した。会員25人、非会員5人が参加した。発表者と演題は以下の通り。

- ・左近拓男：軍学共同研究に関する問題点
- ・細川 孝：日本のブラック大学と「大学界」改革
- ・奥野恒久：南スーダンでの自衛隊活動の憲法問題
- ・奥西一夫：開発に関する地盤問題とその社会的背景—軟弱地盤・谷埋め高盛土の災害危険性と行政の姿勢—
- ・小林芳正：低周波音被害とは何か？
- ・真鍋能章：規範の外にある諸利害—経済学からの発言
- ・宗川吉汪：原子力平和利用神話

20分程度の短い時間で、各発表者ともコンパクトに報告し、活発な討論を誘った。このうち、左近、奥野、宗川各会員の発表は、いずれも支部大会での活動報告や方針、特別決議(軍学、共謀罪、憲法、原発)にかかわるテーマで、大会の議論を深めるのに役立った。

細川報告にある「大学界」とは、アレゼール(フランスの人文・社会科学系の大学教員からなる自主団体)の『大学界改造要綱』の

タイトルに由来する。大学を一つの産業体(大学界)として捉えることで従来とは異なる大学論を展開することができるのではないかと思った。

奥西会員は、大阪の淀川左岸高速道路建設や大津の盛土造成地事業を例に、行政の安全第一から開発至上主義への変貌、政治家の口利による行政支配、公務員の多忙化による技術審査能力の低下、などを告発した。

未だ認知度の低い低周波音被害についての小林報告は『日本の科学者』7月号に掲載される。

真鍋会員は、均衡価格、資本の過多、貨幣の中立性を規範として捉え、諸利害の中には、これらの規範に対応しない規範外の利害があり、それらをわれわれはどのように取り上げるべきか、という問題提起を行った。

各講演者の発表内容の詳細は、7月に発行される『京都の科学者』に掲載予定である。

昨年、龍谷大学深草学舎で開催された21総学の総合テーマは「科学と社会との緊張関係」であった。このテーマは、科学(技術を含め、広く学術)が社会の中でどのような役割を果たしているのか、という問題意識から設定された。今回の支部学術集会での発表も、各自の専門分野を基盤に、科学の社会的機能を正面から見据えた内容であった、と思う。京都支部は、科学者会議の目的に「科学の社会的役割の研究」を加えるように提案している。

なお、本報告は『日本の科学者』『科学者つうしん』の求めに応じて執筆したものである。

関西技術者研究者懇談会 5 月例会 (5/14) 報告

東電福島原発事故から 6 年後のフクシマを訪問して

出口幹郎

日時 : 2017 年 5 月 14 日(日)14 時~17 時

場所 : JSA 大阪事務所

参加者 : 11 名

1. はじめに

東電福島原発事故発生以来、避難指示とその解除の基準が放射線管理区域の 4 倍も高いことに怒りを覚える。これは放射線管理の二重基準を意味し、被害者の人権蹂躪の最たるものである。

この実態を知るため、ほぼ毎年 1 回福島を訪問している。今年は 3 月 19 日に高木仁三郎市民科学基金助成公開プレゼンテーションに、20~21 日に第 6 回フクシマ現地調査のバスツアーに参加した。20 日は国道 6 号線を通って、楡葉町から富岡町・大熊町・双葉町・浪江町・南相馬市・相馬市に、21 日は相馬市から福島市に行った。

2. 脳裏に焼き付いている光景

原子力市民委員会の筒井哲郎さんとの素晴らしい出会い、楡葉町の宝鏡寺の早川住職が歌ってほしくないと言った童謡の「故郷」、五感で感じられない放射能の恐怖(第一原発付近で毎時 $5.48\mu\text{Sv}$)、帰還困難区域のバリケード、誰もいない街並、地震で壊れたままの家、表層を削り取って山砂を入れた田畑、卒業式の途中で避難したままの富岡第二中学校の体育館、第一原発を建設した鹿島建設や日立製作所などが行っていた除染、大量のフレコンバック、原発関連企業も建設した仮設焼却炉(富岡町; 623 億円、浪江町; 495 億円)、生業訴訟の原告団が福島地裁を包囲した

人間の鎖など。

3. 主な調査結果

- ・避難指示が解除された南相馬市高倉で、空間線量が避難指示解除基準(毎時 $3.8\mu\text{Sv}$)より 1.1 倍高く、土壌汚染濃度が放射線管理区域の基準(4 万 Bq/m^2)の 109 倍も高い所がある。

- ・甲状腺検査と治療費の支援は福島県独自で行なっている。国と東電は傍観。いつ打ち切られるかわからない。甲状腺がんの手術を受けた子どもたちは、再発や転移の不安を抱え、人生を半ば諦めている。生涯にわたる公的な支援体制を早く確立しなければならない。

- ・西尾正道北海道がんセンター名誉院長は、「甲状腺がんは内部被曝が影響。外部被曝での議論はインチキ。放射線由来のがんであれば、染色体の 7q11 に異常が現れる。検査せよ！」などと主張。

- ・8000 Bq/kg 以下の放射性物質含有廃棄物は、全国どこでも家庭ごみと同様に焼却できる。従来の基準を 80 倍も緩和。再利用についても公共事業限定であるが、同様に緩和しようとしている。

- ・大気汚染防止法や水質汚濁防止法などでは、放射性物質が規制対象外であるため、放出しても罪にならない。規制基準と罰則を設けた放射能汚染防止法の制定が必要である。

討論

- ★ 国際廃炉研究開発機構が推算した燃料デブリの重量(880 トン)の内訳。

- ★ 山本太郎議員の国会質問で「福島県の 9

病院で行なわれた甲状腺がんの手術数が
2011～2015年で1082人。もっと多くなり
そう」と判明しているが、メディアはほと
んど報道していない。

★ 帰還困難区域の浪江町十万山の火災につ
いても東京新聞以外は詳しく報道してい
ない。

★ 住民が避難訓練をしなければならない事
業は原発以外にない。それほど危険な原発

はいらないという視点が大切である。

これからの日程

日 時：6月11日(日)

テーマ：東電福島原発事故に伴う自主避難者
への住宅無償支援打ち切り問題について

担 当：久志本俊弘氏

日 時：7月9日(日)

テーマ：放射能と細胞

担 当：船井洋子 (文責・山口進次)

『日本の科学者』読書会5月例会 (5/18)

5月号特集「生物多様性から改めて問う日本の環境政策 ー沿岸域統合管理を手がかりに」

標記例会が5月18日午後3時より支部事
務所で開かれた。参加者5名。5月号特集よ
り以下の3篇の論文が取り上げられた。

吉田正人「愛知目標の達成にむけた日本の環
境政策の課題」(報告：宗川吉汪)

2010年のCOP10で採択された生物多様性
愛知目標は、2050年ビジョン(生物多様性が
評価され、保全され、復元され、賢明に利用
されるような自然と共生する社会の実現)、
2020年ミッション(生物多様性の損失を止め
るための措置)とそのための5つの戦略目標
(A, B, C, D, E)と20の個別目標からな
っている。著者はそれぞれの個別目標に対す
る日本の取り組みに対して4段階評価(A～
E)を行った。以下、要約して引用する。

戦略目標A 間接要因 生物多様性の主流化

目標1：認識 B/目標2：戦略に統合 B/
目標3：有害措置の廃止 C/目標4：生産・
消費の計画 C

戦略目標B 直接要因 直接圧力の減少

目標5：自然生息地の損失速度を減らす B
/目標6：漁業の抑制 D/目標7：農業など

の管理 B/目標8：過剰栄養の抑制 B/目
標9：侵略的外来種の防止 B/目標10：生
態系悪化の防止 D

戦略目標C 状況 環境政策

目標11：地域の管理・保全 B/目標12：絶
滅危惧種の保全 C/目標13：遺伝子多様性
の保全 C

戦略目標D 恩恵 環境政策

目標14：生態系の水サービス B/目標15：
劣化した生態系の回復 C/目標16：公正か
つ衡平な配分 D

戦略目標E 参加 環境政策

目標17：国家戦略・行動計画の策定 A/目
標18：先住民・地域社会の伝統知識の尊重 C
/目標19：知識、科学的基盤、技術の向上 B
/目標20：資金動員 C

上記の評点を踏まえて、著者は、主流化に
向けた政策や市民参加の地域戦略策定では、
日本は他国の模範となる政策を進めるが、有
害な補助金の見直しや海洋生態系の保全、遺
伝資源からの利益の公正・衡平な配分に関す
る政策は著しく遅れをとっていると、国益

のからんだ政策については、国益より地球益を考えた環境政策に転換することが求められる、と結んだ。

呉地正行・船橋玲二「『田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト』がつなぐ、地域と世界」 (報告：山口進次)

本来、水田というものは再生産が効いて、生物多様性にも適した生産方式であるが、生産性や効率化を優先させるため、圃場整備や農薬・化学肥料の多用により、生物の住めない劣化したものになってしまった。宮城県蕪栗沼も沼を干拓して、水田に造り替えていったために、野鳥の棲み処が奪われていった。

そこで筆者ら「ラムサール・ネットワーク日本」のメンバーが立ち上がり、渡り鳥の冬のねぐらを確保するために、行政に掛け合い住民と話し合っ、干拓した水田の一部を元の沼に戻すと共に、周辺の水田を冬場に湛水、ガン類の生息地を拡大した。

このような努力によって、2005年世界で初めて蕪栗沼と人工湿地としての周辺の水田が、ラムサール条約の湿地に認定された。この成果は国際条約会議の場で、アジア、アフリカ、中南米などにも発信し広めている。

保屋野初子「ヨーロッパにおける流域政策の展開と日本の課題—EU水枠組み指令の『統合』が示唆すること」(報告：福島知子)

保屋野氏はヨーロッパにおいて生物多様性をベースにした流域の統合政策が、着々と進行していることを述べ、形式的には似ている日本の水循環基本法と比較しながら違いを論じている。

日本はこれまで総合的な流域政策がなかった。林野庁と国土交通省は各々政策メニューを持つも、対象・目的ともに限定的であった。ヨーロッパは、水政策の統合という課題に最

も先進的に取り組んでいる。EUは2000年末にEU水枠組み指令を発効させ、加盟国に流域管理による水政策の統合を義務付けている。日本では、2014年に水循環基本法が施行され統合に向けて動き始めたところである。

ヨーロッパの流域政策は、第一次世界大戦後のヨーロッパの平和的統一を目指す汎ヨーロッパ思想に遡る。第二次世界大戦後、欧州再興の過程でEC(欧州経済共同体)発足。段階的に、市場・通貨統一、政治統合や司法協力を含む超国家的な共同体の確立を目指す。EUは国家主権の一部を委ね統一的政策へ歩を進めた。その中で、水政策はEU統合の象徴的分野である。水に関する法律や制度は時々必要に応じ場当たりの積み上がってきたもの。水政策全体が体系化されている国や地域は稀である。大陸ヨーロッパでは、ライン川、ドナウ川等国际河川の利用や汚染をめぐる紛争や問題の歴史を共有。流域国家どうしの協調は平和維持のために必須だった。東欧の加盟により、環境政策の底上げも迫られている。

ヨーロッパの流域政策は、①水環境を生態学的状態で把握、②流域管理による統合的アプローチ、③施策統合の技術的手段としての河川再生、④市民運動の「統合」への貢献等の重要なアプローチからなる。これらが河川政策の民主化に貢献していることを照射したうえで、我が国の水循環基本法と施策の課題を提示する。ヨーロッパの流域政策はあらゆる人間活動が水の動態を介して流域の水生態系に反映されるという認識の上に実施されている統合的な施策である。人間活動は他の生物や人間の健康を害してはならないという生物多様性を重視する理念がある。時間がかかるが、ヨーロッパの水は確実に「良好な

状態」に近づく。日本は、ヨーロッパから治水技術を学び経済的繁栄の基盤をつくった。

今またヨーロッパから謙虚に学ぶべき時期にきていると結んでいる。

6月・7月・8月の支部関連行事の案内

1. 第2回支部幹事会

日時：6月20日（火）18：00～20：00

会場：京都支部事務所

2. 6月読書会

日時：6月24日（土）13:30～16:00

場所：京都女子大学 U校舎3階306（瓜生研究室）

Tel：075-531-7001（13：30までは電話対応可能）

<http://www.kyoto-wu.ac.jp/student/campus/map/index.html>

テーマ：JJS6月号特集「女性研究者の出産・子育て-研究との両立と葛藤」

担当：小畑論文（清水民子）；小尾論文（瓜生淑子）；岸田論文（上野勝代）

3. JJS近畿地区サポーター会議

日時：7月1日（土）13：30～16：30

場所：京都支部事務所

4. 第2回ワーキング会議

日時：7月7日（金）13：30～15：30

場所：京都支部事務所

5. 近畿地区会議

日時：7月9日（日）14：00～

場所：京都支部事務所

6. 関西懇7月例会

日時：7月9日（日）14:00～17:00

話題提供：船井洋子氏

テーマ：放射能と細胞

場所：大阪支部事務所

7. 日本科学者会議京都支部講演会

日時：8月5日（土）13：30～15：30

場所：京大楽友会館 2階講演室

テーマ：日本列島の自然と変動帯の文化

講師：尾池和夫氏（元京大総長）

寄稿：

憲法を暮らしに生かす科学の目

富田 道男

— 民意到達度から見た日本の司法制度 —

三権分立を国の在り方の基本とする我が国において、司法権に対する民意の達し方は、他の立法権や行政権に比べて、制度上大変小さくなる仕組みである。

憲法の規定から見てみると、立法権については、国の唯一の立法機関である国会は、衆参両院とも議員の任期は、衆議院4年（第45条）、参議院6年（第46条）と決まっているので、国会が解散されなくても、任期終了による国政選挙が行われ、選挙民により議員は新たに選出される。

一方、国の行政権は内閣に属し（第65条）、内閣総理大臣は、選挙によって選ばれた国民の代表である国会議員の中から、国会の議決により指名される（第67条）。また、地方自治体の行政権を持つ知事等自治体の長は、自治体の議会議員と同様に、その自治体の住民による直接選挙により選ばれる（第93条2項）。

しかし司法権については、国民ないしは住民が直接かかわる制度にはなっていない。

憲法の第6章において定められている司法の章では、「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する」（第76条第1項）とされている。

そして裁判を担当する裁判官について見てみると、天皇に任命される最高裁判所長官（第6条）以外は、最高裁判所裁判官は行政府の内閣（第79条第1項）が、下級裁判所裁判官は、最高裁判所が指名した者の名簿により、やはり行政府の内閣が任命（第80条）

することになっている。そして第79条第2項により、最高裁判所裁判官だけが直接国民により審査されるが、しかし、最高裁判所の裁判官以外の裁判官を国民が直接審査する制度は見当たらない。

憲法第79条第2項による最高裁判所裁判官に対する国民審査は、就任後初めて行われる衆議院議員総選挙の際及び10年経過後の衆議院議員総選挙のとき再審査が行われるのみなので、70歳定年で定数15人の裁判官のうち該当する裁判官は限られていて、国民審査の実効性は極めて低いと言われている。

最高裁判所裁判官国民審査についての評価の一例(*)をあげると、「日本では諸外国と比べて司法に対する国民の関心が低い上、国民審査は必ず衆議院議員総選挙と同時に実施することと定められており、大手の新聞社やテレビ局は衆議院議員総選挙のニュースばかりを大きく報道していて、国民審査の扱いは極めて小さいため、国民審査は国民からほとんど注目されることがない。また、最高裁判所裁判官の定年は70歳であるのに対し、最高裁判所裁判官に任命される者はほとんどが60歳以上であるため、上記の日本国憲法第79条第2項の条件を満たして実際に国民審査の再審査を受けた最高裁判所裁判官は過去にわずか6人で、再審査を2度受けた裁判官は1人もおらず、後述の通り1963年を最後に国民審査の再審査は1度も行われていない。」との指摘がある。

唯一、国民審査制度のある最高裁判所裁判

官に対する審査があまり実効性はないとすると、国民審査制度のない下級裁判所裁判官を含めて、司法権に対する民意の直接的反映は制度上ほとんど行われないことになる。これは、立法権や行政権の場合と大きく異なり、我が国の司法制度における民意到達度に関する欠陥であり、法体制の歪みではないだろうか。

民主主義国家を標榜するわが国において、三権に対する民意の働きかけに不公平があるのは見逃し難いことであると考え。その意味でも、個々の訴訟事件に関して裁判官の下す判決について、判決に至るまでの職権行使の過程を吟味し、裁判官に対する唯一の法的規範である憲法第 76 条第 3 項「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」に基づき、「良心（**）に従ひ独立して善を命じ悪をしりぞける判断を下したかどうか」について市民的批判を行なうことが必要であると考え。そのためには、裁判官が命ずべき善と退けるべき悪をどのように見極めたかを判決文から市民自らが読み取る必要がある。そして読み取った結果を基にして、担当裁判官の職権行使についての評価を何らかの方法で公表し、司法に対する民意反映強化の努力をすることが重要である。憲法に照らした民意の反映強化は、司法権の独立、とりわけ行政権からの独立を支える意味でも重要であると言えよう。

このことは原発裁判など公害訴訟のように、また沖縄の辺野古基地裁判など広範な市民の暮らしにかかわる裁判に対しては、一層その必要性が強調されてしかるべきではないだろうか。そしてこのような担当裁判官に対する市民的批判の広がりや積み上げこそが現

行の法体制の下で司法に対する民意到達度の歪を補う唯一の方法ではないかと考える。

原発や公害裁判のような集団訴訟の判決に対して行われる原告団や弁護団による声明は、しばしば裁判所という機関の行為に対する評価として公表され、担当裁判官に対する評価は見られない。この傾向は、民主的団体（***）が行う抗議声明や決議においても同様のようである。従って担当裁判官に対する市民的批判は、これら団体の評価を拡散浸透させる形で展開することが望ましいであろう。

ところで、裁判所に提訴された事件は、その裁判所に所属する裁判官が担当して審理をして判決を下すというのが裁判の流れであり、判決文を書くのは担当裁判官である。従って判決に対する評価を裁判所という機関名で行うのは、憲法第 76 条第 3 項に規定されている裁判官の職権行使の在り方を問わないことになる考える。

高度情報化社会を迎えた日本においては、市民は誰でも判決文を容易に見られるようにすべきであるし、そしてそれは可能である。原告数が一定の数以上の集団訴訟の判決文は、当該裁判所がそのホームページ上に公開すれば済むことである。判決文の公開は、司法に対する民意反映強化のために是非実現されるべきである。ちなみに最高裁判所のホームページの裁判例情報の頁には、下級裁判所も含めて、「本裁判例情報には、すべての裁判例が掲載されているわけではありません。」との断り書きが記されていて、さらに、裁判に関する専門知識がない一般人には扱いにくいものになっている。これでは、判決文一般公開には到底役立たない。判決文の一般公開では、判決年月日と裁判所名だけで判決文の検索ができるようにすべきであろう。

(*) : ウィキペディア ;

<https://ja.wikipedia.org/wiki/> から最高裁判所裁判官国民審査をサイト内検索して見る事ができる.

(**) : 広辞苑によると良心とは「何が善であり悪であるかを知らせ、善を命じ悪をしりぞける個人の道徳意識」

(***) : 例えば,

(ア) 全日本民主医療機関連合会の声明
(2015 年 4 月 22 日)「川内原発 1 号機、2

号機の再稼働差し止めを認めない鹿児島地裁仮処分決定に抗議する」

<https://www.min-iren.gr.jp/?p=23198>

(イ) 日本科学者会議第 46 回定期大会決議
(2015 年 5 月 31 日) “福井地裁による「高浜原発 3,4 号機運転差し止め仮処分決定」を力に、原発の再稼働を阻止するたたかいを強めよう”

http://www.jsa.gr.jp/03statement/20150531_e.pdf

◆◆◆◆ 支部幹事会・ワーキング会議だより ◆◆◆◆

2017 年度第 1 回幹事会 (5/21) および第 1 回ワーキング会議 (6/2) の報告

1. 計報

室崎生子 (むろさき いুকこ) さんが 5 月 14 日に逝去されました。
ご冥福をお祈りいたします。

2. 会員の異動

八木英二さん (橘) が退会しました。
北川政幸さんが福井支部に移籍しました。

3. 会員の現況 (6 月 2 日)

一般会員 237, 家族割り特別会費会員 3, 若手会員 6, 若手特別会費会員 13
会員合計 259, 読者 4

4. 会費納入状況 (6 月 2 日現在)

17 年度会費納入者 : 一般 97/237, 家族割 3/3, 若手 0/6, 若手特別 3/13
16 年度会費未納者 : 一般 4, 家族割 0, 若手 2, 若手特別 6
15 年度会費未納者 : 3

5. 第 51 回支部定期大会

日時 : 5 月 21 日 (日) 14 : 00 ~ 17 : 00

会場 : 同志社大学寒梅館

2016 年度活動報告, 財政報告が承認された。

2017 年度活動方針 (一部修正), 財政方針が承認された。

JSA 会則 (改正案) 修正案が承認された。

以下の会員が 2017 年度幹事に選出された。

上野, 大倉, 左近, 篠田, 清水, 下門, 菅原, 鈴木, 宗川, 末満, 近間, 福島,

細川, 前田, 山口

以下の会員が JSA 第 48 回定期大会代議員に選出された. 左近, 宗川, 福島

以下の会員が全国幹事に推薦された. 左近

以下の会員が全国参与に推薦された. 志岐, 富田

特別決議 (軍学, 原発, 共謀法, 憲法関連) が採択された.

6. 第 1 回幹事会

出席: 上野, 左近, 清水, 菅原, 鈴木, 宗川, 末満, 近間, 福島, 細川, 山口

代表幹事に宗川会員が, 事務局長に左近会員が選出された.

7. JSA 第 48 回定期大会の開催

日時: 5 月 27 日 (土) ~ 28 日 (日)

会場: 中央大学理工学部 (後楽園校舎)

2016 年度活動報告, 財政報告が一部修正の上, 承認された.

2017 年度活動方針, 財政方針が一部修正の上, 承認された.

特別議案 I (JSA 会則改正案) は継続審議となった.

特別議案 II (研究基金および財務会計) は一部修正の上, 承認された.

特別決議 (軍学, 原発, 共謀法, 憲法, 沖縄基地) が採択された.

8. 組織拡大について

年度末で 6 人の会員が退会した. 憲法改悪, 共謀法, 軍学共同, 原発再稼働, 環境, 教育問題など JSA が取り組まなければならない問題が山積しています.

会員拡大にご協力下さい.

6. 5 月~6 月の支部関連行事 (支部ニュース 5 月号発行 (5/11) 以降)

5 月 18 日 (木) 5 月読書会

5 月 18 日 (木) 2016 年度第 13 回支部幹事会

5 月 21 日 (日) 支部学術集会

5 月 21 日 (日) 第 51 回支部定期大会

5 月 21 日 (日) 2017 年度第 1 回幹事会

5 月 27 日 (土) 28 日 (日) JSA 第 48 回定期大会 (東京)

6 月 2 日 (金) 2017 年度第 1 回ワーキング会議

6 月 3 日 (土) 原発ゼロ学習会

6 月 10 日 (土) 第 22 回自然科学懇談会/支部合同講演会

6 月 11 日 (日) 関西懇 6 月例会